

健康福祉局業務用車の運行管理に関する要綱

〔平成17年4月1日〕
17川健庶第39号

(目的)

第1条 この要綱は、健康福祉局が管理する業務用車について、川崎市庁用自動車管理規則（平成15年川崎市規則第20号）及び業務用車を運転する職員に関する基準(以下「基準」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(配属先)

第2条 業務用車の配属先（以下「車両配属先」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(運転資格)

第3条 業務用車を運転する職員（以下「運転者」という。）は、基準に定める者で、あらかじめ車両配属先の自動車管理者（以下「管理者」という。）が当該職員の了解を得て、指名するものとする。この場合において、体調不良等、運転に支障があるときは、運転をしてはならない。

(使用範囲)

第4条 業務用車の使用範囲は、川崎市域内とする。ただし、業務上必要があると認められる場合は、管理者の承認を得て、神奈川県内及び東京都内に限り使用することができる。

(使用目的)

第5条 業務用車は、自己の業務執行に限り、移動用として使用し、人員の移送は行わないものとする。ただし、障害者支援施設めいぼうにおいては、病院への移送等で、やむを得ない場合に限り、管理者の承認を得て、人員の移送を行うことができる。

(使用方法)

第6条 運転者は、車両配属先の備える使用予約簿に必要事項を記載し、事前に管理者に申し出なければならない。

2 運転者は、業務用車を指定された車庫に格納しなければならない。

(鍵の保管等)

第7条 業務用車の鍵の保管は、管理者がこれを行う。

2 運転者は、運転終了後、速やかに鍵を保管場所に返還しなければならない。

(運行中の故障等)

第8条 業務用車を運行中に、車両の故障が生じた場合は、速やかに管理者に連絡し、対処方法について指示を受けなければならない。

2 業務途中で、やむを得ない事由により、業務用車の使用時間を変更しようとする場合は、速やかに管理者に連絡し、承認を得なければならない。

(運転状況の報告)

第9条 運転者は、運転終了後、車両点検状況、その運行状況、燃料等の補給状況等を備え付けの運転日誌に記載し、管理者に報告しなければならない。

(使用の制限)

第10条 管理者は、災害その他緊急事態が発生した場合（発生が予想される場合を含む。）は、業務用車の使用の停止、制限その他管理に必要な臨機の処置をすることができる。

(使用状況の報告)

第11条 管理者は、業務用車の使用状況について、業務用車毎に、毎年4月から9月分を10月末日までに、10月から3月分を4月末日までに、使用状況報告書（第1号様式）により、健康福祉局総務部庶務課長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業所名		登録番号	種別
地域医療課		川崎580き4323	軽乗用車
中央卸売市場食品衛生検査所		川崎580か1448	軽乗用車
中央卸売市場食品衛生検査所南部分室		川崎40さ5818	軽貨物車
障害計画課	わーくす大島	川崎40せ3582	軽貨物車
	わーくす日進町	川崎40さ9008	軽貨物車
	わーくす中原	川崎40す1041	軽貨物車
精神保健福祉センター		川崎50き273	軽乗用車
障害者更生相談所		川崎580き1156	軽乗用車
障害者支援施設めいぼう		川崎40せ2443	軽貨物車
		川崎480う574	軽貨物車
生活訓練支援センター		川崎480う6615	軽貨物車
看護短期大学		川崎40せ8400	軽貨物車
衛生研究所		川崎480あ1557	軽貨物車
百合丘障害者センター		川崎580か2273	軽乗用車